証券コード　6647
2026年６月8日
（電子提供措置の開始日2026年6月5日）

株　主　各　位

東京都葛飾区立石四丁目34番１号
森尾電機株式会社
取締役社長　菊　地　裕　之

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第94回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
http://www.morio.co.jp/ir/library/report.html

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

本株主総会につきましては、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年６月25日（木曜日）午後５時20分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。株主の皆様におかれましては、株主総会会場において、感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日　　時　2026年６月26日（金曜日）午前10時（開場　午前９時10分）

2. 場　　所　東京都葛飾区立石六丁目33番１号
かつしかシンフォニーヒルズ別館５階会議室「レインボー」

3. 目的事項

報告事項

1. 第94期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第94期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役６名選任の件

第２号議案　監査役１名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以　上

◎ 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、省資源のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。
◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましてもご出席いただく場合には軽装にてお願い申しあげます。

当社ホームページ　：　http://www.morio.co.jp

事　業　報　告

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

1.　事業の経過及びその成果

(1) 全般の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などを背景に緩やかな回復基調で推移しました。一方で人手不足に伴う人件費・物流費の上昇や、米国の通商政策、円安の進行などの影響を受けて、幅広い品目で物価上昇が続きました。またロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東情勢など地政学リスクの高まりにより、企業活動を取り巻く環境は依然として不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、営業活動・生産活動を展開した結果、当連結会計年度の売上高は86億38百万円（前年同期比５億73百万円、6.2％減）となり、受注高は121億14百万円（前年同期比16億47百万円、15.7％増）となりました。

利益につきましては、主力の鉄道関連事業の業績が堅調に推移したことにより、当連結会計年度の営業利益は８億56百万円（前年同期比１億20百万円、16.4％増）、経常利益は８億71百万円（前年同期比１億26百万円、17.0％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は６億48百万円（前年同期比79百万円、14.0％増）となりました。

(2) セグメント別の概況

［電気機器製造販売事業］

電気機器製造販売事業の売上高は84億85百万円（前年同期比５億72百万円、6.3％減）となり、受注高は121億14百万円（前年同期比16億47百万円、15.7％増）となりました。

① 鉄道関連事業

主力の鉄道関連事業につきましては、国内鉄道車両需要向けを中心に受注活動を展開した結果、売上高は69億93百万円（前年同期比11億50百万円、19.7％増）となり、受注高は89億４百万円（前年同期比９億82百万円、12.4％増）となりました。

② 自動車関連事業

自動車関連事業につきましては、各高速道路会社等に対し車載標識車を中心に受注活動を展開した結果、売上高は11億81百万円（前年同期比７億７百万円、37.5％減）となり、受注高は14億28百万円（前年同期比０百万円、0.0％増）となりました。

③ 船舶等関連事業

船舶等関連事業につきましては、防衛省関連等への船舶用機器を中心に受注活動を展開した結果、売上高は３億11百万円（前年同期比10億15百万円、76.5％減）となり、受注高は17億80百万円（前年同期比６億64百万円、59.5％増）となりました。

[不動産関連事業]

不動産関連事業につきましては、各賃貸マンションが堅調な売上を維持しており、売上高は１億53百万円（前年同期比１百万円、1.1％減）となりました。

電気機器製造販売事業セグメント　営業部門別受注高・受注残高

（単位：百万円）

営業部門別	受注高						受注残高					
	前期		当期		増減		前期		当期		増減	
		%		%		%		%		%		%
鉄道関連事業	7,921	75.7	8,904	73.5	982	12.4	10,325	82.5	12,237	75.8	1,911	18.5
自動車関連事業	1,428	13.6	1,428	11.8	0	0.0	1,010	8.1	1,257	7.8	247	24.5
船舶等関連事業	1,116	10.7	1,780	14.7	664	59.5	1,181	9.4	2,650	16.4	1,469	124.4
合計	10,466	100.0	12,114	100.0	1,647	15.7	12,517	100.0	16,145	100.0	3,628	29.0

セグメント別　営業部門別売上高

（単位：百万円）

営業部門別		売上高					
		前期		当期		増減	
電気機器製造販売事業	鉄道関連事業	5,842	% 63.4	6,993	% 80.9	1,150	% 19.7
	自動車関連事業	1,888	20.5	1,181	13.7	△707	△37.5
	船舶等関連事業	1,327	14.4	311	3.6	△1,015	△76.5
	小計	9,057	98.3	8,485	98.2	△572	△6.3
不動産関連事業		154	1.7	153	1.8	△1	△1.1
合計		9,212	100.0	8,638	100.0	△573	△6.2

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は１億58百万円であります。その主なものは、電気機器製造販売事業におけるソフトウェア及び竜ヶ崎事業所での生産設備の新設等であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度は増資等による資金調達は行っておりません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

わが国経済は、雇用・所得環境の改善などを背景に緩やかな回復基調で推移しました。一方で人手不足に伴う人件費・物流費の上昇や、米国の通商政策、円安の進行などの影響を受けて、幅広い品目で物価上昇が続きました。またロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東情勢など地政学リスクの高まりにより、企業活動を取り巻く環境は依然として不透明な状況が続いております。

このような環境下の中、当社といたしましては、中長期的な経営目標を達成するため、対処すべき課題として次の項目を全社的に推進してまいります。

(1) 持続的成長の実現に取り組んでまいります。

持続的成長を牽引できる経営人材をはじめとした、多様な人材の育成・確保に取り組み、事業活動を通じて社会的責任を果たし、地域経済及び地域社会の持続的な発展と企業価値の向上に取り組んでまいります。

(2) 既存事業の一層の強化を進めてまいります。

当社の強みである少量多品種生産の効率化と、品質向上を図りながら、顧客が求める製品・サービスを探り、既存の製品のブラッシュアップ（付加価値の向上）を目指してまいります。

(3) 生産性向上のための生産設備の更新と職場環境の改善に取り組んでまいります。

竜ヶ崎事業所の生産設備を順次最新鋭のものに更新し、生産性及び品質の向上、省エネルギーと職場環境の整備・改善に取り組んでまいります。

(4) 新製品の開発・改良を引き続き推進してまいります。
　企業価値を中長期的に向上させていくために、最先端技術を取り入れた製品や、持続可能な社会発展のための環境負荷の少ない製品の開発など高付加価値化に取り組み、次世代の主力となる製品開発を推進してまいります。

(5) サステナビリティへの取り組みを推進してまいります。
　当社は、ESG（環境・社会・ガバナンス）に取り組み、全ての企業活動を通じてSDGsの実現に向けて、暮らしと社会を支える交通インフラに貢献してまいります。

(6) 組織力の一層の強化に取り組んでまいります。
　人材育成の充実と、活発なコミュニケーションがとれる企業文化を醸成し、当社のビジョンや戦略の実現に向け、一体となって取り組んでいく組織づくりを目指してまいります。

(7) デジタル技術の活用
　デジタル技術の活用を進めるための人材育成・能力開発に取り組み、業務プロセスの効率化や再現性の向上、作業負担の軽減や作業効率の改善・最適化に取り組んでまいります。

(8) 次世代への技術と技能の伝承を進めてまいります。(次世代のものづくり)
　長年培ってきた、ものづくりの高度な技術や技能とデジタル技術の融合により、多様な人材が活躍できる環境整備に取り組んでまいります。

(9) 海外向け鉄道車両案件への積極的な対応を図ってまいります。
　米国現地法人を中心に、海外鉄道案件に積極的に取り組み、当社の高い技術力と信頼性、そして経験とノウハウを活かして、海外鉄道事業の持続的な発展に貢献してまいります。

　株主の皆様におかれましては、当社の経営活動に引き続きご理解を賜りますとともに、今後ともなお一層のご支援、ご協力の程をお願い申しあげます。

9. 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第91期 (2022年４月１日から 2023年３月31日まで)	第92期 (2023年４月１日から 2024年３月31日まで)	第93期 (2024年４月１日から 2025年３月31日まで)	第94期 (当連結会計年度) (2025年４月１日から 2026年３月31日まで)
受　　注　　高(千円)	7,868,241	7,858,844	10,466,579	12,114,113
売　　上　　高(千円)	7,899,936	7,448,222	9,212,733	8,638,977
経　常　利　益(千円)	284,051	342,577	744,768	871,579
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	148,923	211,837	568,705	648,521
１株当たり当期純利益　(円)	108.28	154.03	417.11	487.06
総　　資　　産(千円)	7,774,012	8,220,127	8,905,021	9,548,432
純　　資　　産(千円)	4,352,019	4,732,810	5,158,700	6,059,885
１株当たり純資産額　(円)	3,164.39	3,441.34	3,836.97	4,579.03

10. 主要な事業内容

2026年３月31日

営業部門別		主　要　製　品　名
電気機器製造販売事業	鉄道関連事業	配電箱、配電盤、行先表示器、旅客情報表示装置、車両用モニタリングシステム、暖房器、主幹制御器、補助回路機器、ＬＥＤ照明器具、各種照明配線器具、各種保安機器、地上用設備機器等
	自動車関連事業	自走式標識車、各種車載標識装置、地上設備用分電盤、各種保安機器、投光器、道路用各種情報装置等
	船舶等関連事業	ＬＥＤ照明灯、各種防爆灯及び防爆器具、艦艇用照明配電器具、船用各種照明器具、船用情報案内装置、船用電気通信器具等、大型情報表示装置、各種情報ボード、セキュリティー関連機器等
不動産関連事業		不動産賃貸物件５棟等

11. 主要な事業所

(1) 当社

2026年３月31日

事業所		所在地
本社		東京都葛飾区立石四丁目34番１号
工場	竜ヶ崎事業所	茨城県龍ケ崎市
営業所	大阪営業所	大阪府大阪市北区
出張所	仙台出張所	宮城県仙台市宮城野区

(2) 子会社

2026年３月31日

会社名	所在地
Morio USA Corporation	アメリカ合衆国ネブラスカ州リンカーン市

12. 従業員の状況

2026年３月31日

区分	男子	女子	合計
従業員数(名)	159	59	218
(前連結会計年度末比増減)	(△10)	(△1)	(△11)

13. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

2026年３月31日

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	千ドル	%	
Morio USA Corporation	4,000	100	鉄道車両用電気機器製造販売

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

14. 主要な借入先

2026年３月31日

借入先	借入金残高
	千円
株式会社きらぼし銀行	1,090,000
株式会社三井住友銀行	330,048

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ　会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数　5,700,000株

2. 発行済株式の総数　1,425,000株

3. 株主数　1,054名

4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社トーヨーコーポレーション	134,100	10.13
有限会社森尾商会	120,800	9.13
川崎車両株式会社	89,575	6.77
森尾電機さつき会	85,776	6.48
日本車輌製造株式会社	75,825	5.73
株式会社きらぼし銀行	65,700	4.96
セントラル警備保障株式会社	65,000	4.91
森尾電機自社株投資会	57,843	4.37
中西電機工業株式会社	50,800	3.84
株式会社金子工務店	33,100	2.50

（注）持株比率は、自己株式（101,600株）を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ　会社役員に関する事項

1.　取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長(代表取締役)	菊地裕之	
常務取締役	北澤公夫	竜ヶ崎工場工場長
常務取締役	大橋貢	営業　兼　資材担当
取締役	平野了士	海外支援室室長
取締役	清水毅	経営管理部部長　兼　内部統制監査担当、IR担当
取締役	鎌田伸一郎	
常勤監査役	小山博史	
監査役	堀勝彦	
監査役	子安陽	

（注）1.　鎌田伸一郎氏は、社外取締役であります。なお、当社は鎌田伸一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2.　堀勝彦氏及び子安陽氏は、社外監査役であります。なお、当社は堀勝彦氏及び子安陽氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3.　当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 就任

2025年6月27日開催の第93回定時株主総会において、子安陽氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 退任

2025年6月27日開催の第93回定時株主総会終結の時をもって、遠藤泰和氏は監査役を辞任により退任いたしました。

2.　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第１項の責任につき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 員 (名)	支 給 額 (千円)
取　締　役 (うち社外取締役)	6(1)	113,726 (1,200)
監　査　役 (うち社外監査役)	4(3)	13,917 (3,600)
合計	10	127,643

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 期末現在の人員数は取締役６名、監査役３名であります。
3. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額48百万円（取締役６名に対して45百万円、監査役１名に対して2百万円）が含まれております。
4. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る方針決定
当社は取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。
(1) 基本方針
当社の取締役報酬等については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各取締役の役位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬と、賞与等により構成し、社外取締役に対する報酬は、その職務の性格から業績を考慮せず、基本報酬のみとしております。
(2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
当社の取締役に対する基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役の役位の大きさ等に応じて取締役会により決定しております。当事業年度における個人別の報酬等の内容は基本報酬と賞与等であり、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断しております。
(3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部の委任について
上記を決定方針とし、取締役の個人別の基本報酬と賞与の額の決定について、代表取締役社長菊地裕之に一任しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからです。
(4) 取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項
当社取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2007年６月28日開催の当社第75回定時株主総会において、取締役報酬限度額は年額200百万円（うち、社外役員の報酬額は年額10百万円以内)、監査役報酬限度額は年額30百万円と決議しております（使用人兼取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点での取締役の人員数は７名（うち、社外取締役１名)、監査役の人員数は３名（うち、社外監査役２名）です。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況

取締役鎌田伸一郎氏は、セントラル警備保障株式会社の顧問を務めておりましたが、2025年5月29日をもって退任しております。同社は当社株式4.91％を保有する大株主であるとともに、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
取締役	鎌 田 伸一郎	当事業年度開催の取締役会には、16回のうち16回出席し、主に企業経営分野における豊かな経験と高い見識に基づき、また、独立した立場から議案審議等に必要な発言を行っており、引き続き当社社外取締役として、十分な役割を果たしていただけるものと期待しております。
監査役	堀　　勝 彦	当事業年度開催の取締役会には、16回のうち13回出席し、主に当業界における豊富な経験から、当社の経営上有益な指摘、意見を述べております。 また、当事業年度開催の監査役会には、14回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	子 安　　陽	社外監査役就任後に開催された取締役会には、11回のうち10回出席し、主に当業界における豊富な経験から、当社の経営上有益な指摘、意見を述べております。 また、社外監査役就任後に開催された監査役会には、10回のうち9回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

Ⅳ　会計監査人に関する事項

1.　会計監査人の名称

東陽監査法人

2.　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	支払額（千円）
会計監査人としての報酬等の額	22,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000

（注）1.　監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2.　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。

3.　当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3.　責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である東陽監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の会計監査人は、会社法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4.　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

Ⅴ　会社の体制及び方針

1.　業務の適正を確保するための体制

当社及び当社の子会社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための内部統制システムの体制を定め、効率的で適法な企業体制の確立を図っております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令及び定款遵守の周知徹底と実行を図る体制を構築しております。

② コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルに基づき、企業倫理と法令遵守意識の醸成を図り、企業活動の中での法令違反の未然防止に努めております。

③ 内部統制監査課は、内部統制及び内部監査規程に基づき継続的に各業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努めております。

④ コンプライアンスに関する問題が万が一発生した場合は、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を構築しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 当社は、職務執行上必要とする文書その他重要情報に関しては、秘密文書取扱規程に基づき適切に保存管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するよう努めております。

② 社内の重要情報や顧客情報等に関しては、文書管理規程に基づき適切な保存管理に努めております。

(3) 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、経営の緊急時に発生するリスクに関しては、緊急時基本対応規程に基づき迅速・適切に対応し、リスク回避のできる体制の構築に努めております。

② 内部統制監査課は、監査役及び会計監査人と連携をとり、各部門の業務運用状況の適正性及び会計処理の正確性等のリスク管理状況を監査し、代表取締役に報告する体制を構築しております。

(4) 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、取締役が機動的な経営判断及び職務執行が効率的に行われる体制を確保するため、取締役会において法令で定められた事項のほか、経営の基本方針をはじめとする会社の重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督する体制を構築しております。

② 取締役の責任を明確化し、権限を強化することで、取締役の職務執行において経営意思決定の迅速化及び業務執行機能の強化が図られる体制を構築しております。

③ 取締役会は、中期経営計画を策定するとともに、毎期事業部門ごとに業績目標と予算設定を行い、逐次業績を管理できる体制を構築しております。

(5) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、子会社に対して、当社の取締役又は使用人を取締役及び経営幹部として派遣し、それらの業務運営を定常的に管理監督する体制を構築しております。

② 子会社の経営については、定期的に書面又は当社取締役会及び経営会議において報告を受け、重要な経営事項の決定に関しては、社内規程に基づき原則として当社の事前承認を取得する体制を構築しております。

③ 内部統制監査課は、監査役及び会計監査人と連携を取りつつ、社内規程に基づき子会社の監査を実施する体制を構築しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くものとし、その人事等については、取締役は監査役と事前協議のうえで実施する体制を構築しております。

② 監査役の補助をする使用人は、監査の補助業務を遂行するにあたり、取締役からの指揮命令を受けない体制を構築しております。

(7) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役・使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、又は法令・定款に違反する重大な事実を知った時は、直ちに監査役に対して報告する体制を構築しております。また、監査役に報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないこととしております。

② 監査役は、取締役会のほか、重要な事項の決定がなされる会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める体制を構築しております。

③ 監査役は、監査役監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等についての要請ができるとともに、代表取締役は定期的に監査役と面談を行い、内部統制体制の整備等について意見交換する体制を構築しております。

(8) 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役の職務執行上必要と認められる費用については予算化し、その前払い等の請求がある時は、当該請求が適正ではない場合を除き、速やかにこれに応じることとしております。

② 緊急又は臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

① 当社はコンプライアンス・マニュアルにおいて「反社会的勢力との絶縁」を明記し、法令遵守教育を通じて、社内への周知徹底を図っております。

② 対応部署は、人事総務部が中心となり警察当局や顧問弁護士等の専門機関と緊密な連携を図り、反社会的勢力からの不当な要求に対して適切に対処できる体制を構築しております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は16回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役は16回出席いたしました。その他、監査役会は14回、コンプライアンス委員会は１回開催いたしました。

② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部統制監査課、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部統制監査課は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び内部統制監査、子会社の内部統制監査を実施いたしました。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、鉄道車両や自動車・船舶関係の電気機器メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、①電装品や装置の開発設計の技術者集団として、豊富な経験とノウハウに裏付けされた技術力、②設計から販売まで、顧客のニーズを確実に捉えた製品づくりを可能とした一貫生産体制、③安全性を重視した製品を提供するための徹底した品質管理体制、④長年の間に築き上げた顧客との強固な信頼関係、⑤地球環境保全への貢献を意識した企業精神等が必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益や当社に関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようＩＲ活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされた時に、買付者の提示する当社

株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間のうちに適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画した時の経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとはいえません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が（2）②に記載する本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

（2）基本方針実現のための取り組み

① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社の生産形態は、顧客の要望・受注希望に合わせて製品を製造する受注生産となっているため、主力の鉄道関連事業では国内・海外車両の代替需要及び新規需要の影響を大きく受ける可能性があります。従って、経済環境による収益への影響を抑えるために、一貫生産体制の推進及び顧客のニーズを的確に捉えた製品供給を通じて、生産性の向上と収益体質の強化に取り組んでおります。具体的には、作業効率の改善と消費電力の削減、振動や環境面に配慮した「タレットパンチプレス」や「レーザー加工機」「マシニングセンター」などの新機種の導入を順次計画的に進め、品質の維持・向上に取り組んでまいります。

また、2025年10月には竜ヶ崎事業所A棟に空調設備及び換気設備を備えた溶接作業専用ブースを設置しました。作業環境を保つことで、熱中症対策と作業の効率化を図りました。さらに、2025年11月には発送業務の環境改善対策としてF棟に事務所を新設し、快適な職場環境の改善・整備に取り組みました。今後も当社は、設備投資を通じて生産性の向上と収益体質の強化に取り組んでまいります。

さらに、働き方改革への取り組みの一環として、2025年12月より、従業員の働きやすい職場環境の整備と働く人のメンタルヘルスとエンゲージメントの向上を図るため、竜ヶ崎事業所におけるトイレの全面改修工事を実施しております。本工事では、節水型機器や省電力設備の採用、人感センサー照明など、最新の衛生設備の導入により、水資源及びエネルギー使用量の削減を推進し、環境負荷の低減にも取り組んでおります。今後も当社は、福利厚生の一環として働きやすい職場環境の整備を通じて、従業員満足度の向上と持続可能な事業運営の両立を目指してまいります。

採用活動においては、大学等の教育機関で開催される学内企業説明会へ積極的に参加し、学生との直接的なコミュニケーションの機会を創出するとともに、当社の認知度向上に努めております。企業説明会においては、事業内容や企業理念に加え、具体的な業務内容、働き方及びキャリア形成事例等について説明を行い、当社への理解を一層深めていただくことを重視しております。また、双方向の対話を通じて学生の皆様の関心や不安に寄り添い、入社後の働く姿を具体的にイメージいただけるよう、丁寧な情報提供に取り組んでおります。さらに、インターンシップの受入にも積極的に取り組んでおり、実際の業務体験を通じて、ものづくりの現場や当社の企業風土への理解を深めていただく機会を提供しております。受入環境の整備にも注力しており、インターン生が安心して実習に取り組めるよう、専用スペースを確保するなど、快適な受入体制の構築を進めております。今後も、こうした活動を通じて当社の魅力を的確に発信し、意欲と適性を兼ね備えた人材の確保につなげてまいります。

加えて、2025年度より、CSR活動の一環として、子どもの貧困という社会課題への対応を目的に、子どもや地域住民に食事や居場所を提供する活動を行うNPO法人レインボーリボン（葛飾区青戸）及び認定NPO法人NGO未来の子どもネットワーク（龍ケ崎市）を通じ、「子ども食堂」への支援を開始いたしました。また、2025年11月13日には、認定NPO法人NGO未来の子どもネットワークを通じ、「茨城県民の日」に実施された遠足に参加した子どもたちへお菓子の提供を行いました。本取り組みを通じて、地域社会への貢献を図るとともに、次世代を担う子どもたちの健全な育成支援に努めております。今後も、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、継続的な支援に取り組んでまいります。

また、2025年12月より、従業員の子育て支援の一環として、性別を問わず利用しやすい環境整備を目的に、育児休業取得者を支える周囲の従業員に対し、「育児休業応援手当」を導入いたしました。本制度により、育児休業取得者を支援する従業員に手当を支給することで、育児休業を必要とする従業員の心理的負担の軽減を図るとともに、育児休業の取得を支え合う企業風土の醸成を目指してまいります。

事業活動において地域貢献を目指す当社にとって、地域社会の美化活動も企業の社会的責任だと考えます。当社は、地域社会の一員として、社内環境推進委員会などが主体となって、地域に密着した清掃・美化活動に取り組んでいます。今後も地域社会との環境コミュニケーションを通じて、サステナブルな社会に貢献し、地球環境の保全を目指してまいります。

2017年1月に品質マネジメントシステム「ISO9001」、2017年３月には環境マネジメントシステム「ISO14001」の各認証について、年次審査とともに2015年度版へ移行いたしました。特に品質マネジメントシステム「ISO9001」については、本社及び竜ヶ崎事業所に加えて大阪営業所も認証取得を行い、対象の範囲を広げ、2023年11月には更新審査を受審いたしました。また、複数のマネジメントシステム規格を同時利用する際の利便性を高めるため、「ISO9001：2015」、「ISO14001：2015」の両規格に共通の規格構造や要求事項などが採用され、経営や事業との一体化を図ることで、より効果的に推進する体制を整えられるようになりました。当社では、企業の社会的責任の最重要取り組みの一つとして、品質保証レベルの向上並びに環境配慮設計への取り組みを強化してまいります。引き続き社会から信頼される企業として、新たなマネジメントシステムに基づき、品質管理と環境保全への万全な取り組みを推進してまいります。

さらに取締役会が適正かつ効率的に業務執行機能を発揮できるよう、取締役の責任を明確化し権限を強化することで事業運営上重要な事項について常勤役員による迅速な意思決定ができる体制を採用しており、取締役会ではこのような業務執行について、社外取締役及び社外監査役を中心に多面的にチェックする体制が図られている等、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けて取り組んでおります。

② 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2009年５月８日付取締役会決議及び同年６月26日付定時株主総会決議に基づき、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入し、2024年５月15日開催の当社取締役会において、同年６月27日開催の定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として本対応方針を継続することを決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20％以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）、又は結果

として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（以下、かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。

また、上記基本方針に反し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより阻止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的としております。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに当社が定める大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき、株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長があり得ます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当該期間内に、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見をとりまとめて公表するとともに、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗措置をとるか否か等の判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置したうえで、取締役会はこれに必ず諮問することとし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動もしくは株主総会招集の決議その他必要な決議を行うものとします。対抗措置として、新株予約権の発行を実施する場合には、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付すことがあるも

のとし、新株予約権者は、当社取締役会が定めた１円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、2024年６月27日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本対応方針は廃止されるものとします。また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針の変更を行うこともあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.morio.co.jp）に掲載する2024年５月15日付プレスリリースをご覧ください。

(3) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(2) ①に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、(2) ②に記載した本対応方針も、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる目的をもって継続されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家等を利用することができるとされていること、必要に応じて新株予約権の無償割当ての実施につき株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は３年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として位置づけており、今後の事業展開に必要な内部留保を確保し、将来にわたる安定配当の維持を重視しながら、業績に応じた適切な配当政策を実現していくことを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、当期の業績や経営環境の不確実性、事業の持続的成長等を総合的に勘案した結果、株主の皆様のご支援にお応えするため、前期より５円増配し、１株当たり65円とさせていただきます。

また、内部留保資金につきましては、財務体質の維持・強化、将来の最適生産体制のための設備投資、新製品・新技術の研究開発等、当社の企業競争力強化のために活用してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**5,949,286**	**流動負債**	**2,805,037**
現金及び預金	900,986	支払手形及び買掛金	558,311
受取手形	489	電子記録債務	253,726
売掛金	1,521,681	短期借入金	1,311,916
電子記録債権	368,422	一年内返済予定の長期借入金	39,996
商品及び製品	163,077	リース債務	31,446
仕掛品	1,837,559	未払法人税等	210,951
原材料及び貯蔵品	1,071,781	賞与引当金	201,480
その他の流動資産	85,287	役員賞与引当金	48,000
固定資産	**3,599,145**	その他の流動負債	149,208
有形固定資産	**1,549,572**	**固定負債**	**683,509**
建物及び構築物	3,253,061	長期借入金	280,052
減価償却累計額	△1,996,971	リース債務	23,245
建物及び構築物(純額)	1,256,090	繰延税金負債	315,162
機械装置及び運搬具	403,863	その他の固定負債	65,049
減価償却累計額	△263,070	**負債合計**	**3,488,546**
機械装置及び運搬具(純額)	140,793	**純資産の部**	
土地	63,720	**株主資本**	**5,022,540**
リース資産	112,290	**資本金**	**1,048,500**
減価償却累計額	△83,309	**資本剰余金**	**897,272**
リース資産(純額)	28,981	**利益剰余金**	**3,240,488**
その他	334,147	**自己株式**	**△163,720**
減価償却累計額	△274,160	**その他の包括利益累計額**	**1,037,344**
その他(純額)	59,986	その他有価証券評価差額金	972,210
無形固定資産	**94,286**	為替換算調整勘定	65,133
ソフトウェア	76,009	**純資産合計**	**6,059,885**
リース資産	17,261		
その他	1,014		
投資その他の資産	**1,955,286**		
投資有価証券	1,789,974		
繰延税金資産	46,365		
その他	118,946		
資産合計	**9,548,432**	**負債及び純資産合計**	**9,548,432**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**8,638,977**
売上原価		**6,630,126**
売上総利益		**2,008,851**
販売費及び一般管理費		**1,152,589**
営業利益		**856,261**
営業外収益		
受取利息	70	
受取配当金	26,927	
雑収入	11,449	38,447
営業外費用		
支払利息	19,863	
為替差損	3,264	
雑損失	1	23,129
経常利益		**871,579**
特別利益		
廃棄物処理費用引当金戻入益	2,330	
固定資産売却益	954	3,284
特別損失		
固定資産除却損	3,607	3,607
税金等調整前当期純利益		**871,256**
法人税、住民税及び事業税		209,421
法人税等調整額		13,314
当期純利益		**648,521**
親会社株主に帰属する当期純利益		**648,521**

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

残高及び変動事由	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**1,048,500**	**897,272**	**2,672,635**	**△122,099**	**4,496,308**
当期変動額					
剰余金の配当			△80,668		△80,668
親会社株主に帰属する当期純利益			648,521		648,521
自己株式の取得				△41,620	△41,620
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	**―**	**―**	**567,853**	**△41,620**	**526,232**
当期末残高	**1,048,500**	**897,272**	**3,240,488**	**△163,720**	**5,022,540**

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	**623,178**	**39,213**	**662,391**	**5,158,700**
当期変動額				
剰余金の配当				△80,668
親会社株主に帰属する当期純利益				648,521
自己株式の取得				△41,620
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	349,032	25,920	374,952	374,952
当期変動額合計	**349,032**	**25,920**	**374,952**	**901,184**
当期末残高	**972,210**	**65,133**	**1,037,344**	**6,059,885**

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

1社

(2) 主要な連結子会社の名称

Morio USA Corporation

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。）

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・評価基準：原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・評価方法：商品及び製品、仕掛品は個別法に、原材料及び貯蔵品は総平均法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間（3年以内）に基づく定額法、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、電気機器製造販売事業において、鉄道関連事業、自動車関連事業、船舶等関連事業に関連する製品の製造販売を行っており、鉄道事業者、鉄道車両メーカー、高速道路会社各社、国土交通省、防衛省等を主な顧客としております。

これらの顧客に対して、主に完成した製品を納入することを履行義務と識別しており、原則として顧客が製品を検収した時点において、支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。また、取引の対価は、履行義務を充足してから概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度　繰延税金資産132,150千円

(連結貸借対照表には、同一納税主体間の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した金額を計上しております。)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産を計上するにあたり、スケジューリング可能な将来減算一時差異等に対応する繰延税金資産を回収可能と見積もっております。繰延税金資産の見積りは将来減算一時差異等の解消スケジュールや貸借対照表日時点で適用されている税制や税率等に基づいております。

その見積りの前提とした条件や仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

担保に供している資産

建　物	488,900千円
土　地	1,989千円
合　計	490,889千円

担保に係る債務の金額

短期借入金	1,100,000千円
長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	320,048千円
合　計	1,420,048千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,425,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月15日 取締役会	普通株式	80,668千円	60円	2025年 3月31日	2025年 6月30日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	86,021千円	65円	2026年 3月31日	2026年 6月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電気機器の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金及び短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスク及び為替変動リスクにさらされております。投資有価証券は主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、全て1年以内の支払期日であります。借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で8年後であります。このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は営業債権について、営業部門及び総務部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の連結貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、連結子会社を含む各部署からの報告に基づき財務部門等が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を適正に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち10.8％が特定の大口顧客（総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先）に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,789,974	1,789,974	―
資産計	1,789,974	1,789,974	―
(1) 長期借入金（１年内返済予定分を含む）	320,048	319,946	△101
(2) リース債務	54,692	54,664	△28
負債計	374,740	374,610	△129

(注１)「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	900,986	―	―	―
受取手形	489	―	―	―
売掛金	1,521,681	―	―	―
電子記録債権	368,422	―	―	―
合計	2,791,581	―	―	―

（注３）長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
短期借入金	1,311,916	―	―	―	―	―
長期借入金	39,996	39,996	39,996	39,996	39,996	120,068
リース債務	31,446	17,225	5,767	251	―	―
合計	1,383,358	57,221	45,763	40,247	39,996	120,068

3.　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2026年３月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	1,789,974	—	—	1,789,974
資産計	1,789,974	—	—	1,789,974

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2026年３月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	—	319,946	—	319,946
リース債務	—	54,664	—	54,664
負債計	—	374,610	—	374,610

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション等（土地含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
605,465	△38,989	566,475	1,944,424

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

減少は、減価償却費　39,731千円

3. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は80,640千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	電気機器製造販売事業	不動産関連事業	
鉄道関連事業	6,993,009	—	6,993,009
自動車関連事業	1,181,352	—	1,181,352
船舶等関連事業	311,542	—	311,542
顧客との契約から生じる収益	8,485,905	—	8,485,905
その他の収益	—	153,072	153,072
外部顧客への売上高	8,485,905	153,072	8,638,977

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　4.会計方針に関する事項　(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が１年以内の契約等であるため、また契約期間が１年超にわたる一部の契約等は「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2021年３月26日）第19項に従って収益を認識しているため、これらは実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額　4,579円03銭

2. 1株当たり当期純利益　487円06銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	648,521
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
期中平均株式数（千株）	1,331

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年５月14日

森 尾 電 機 株 式 会 社
取 締 役 会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 猿 渡 裕 子
指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 平 井 肇

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、森尾電機株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森尾電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**5,437,969**	**流動負債**	**2,647,685**
現金及び預金	826,768	買掛金	531,502
受取手形	489	電子記録債務	253,726
売掛金	1,427,285	短期借入金	1,200,000
電子記録債権	368,422	一年内返済予定の長期借入金	39,996
商品及び製品	162,084	リース債務	28,746
仕掛品	1,795,248	未払金	112,446
原材料及び貯蔵品	784,403	未払法人税等	210,951
前払費用	11,506	預り金	21,096
その他の流動資産	61,758	賞与引当金	200,000
固定資産	**3,749,715**	役員賞与引当金	48,000
有形固定資産	**1,525,300**	その他の流動負債	1,217
建物	1,064,017	**固定負債**	**683,855**
構築物	190,876	長期借入金	280,052
機械及び装置	136,716	リース債務	22,847
車両運搬具	0	長期預り敷金保証金	18,424
工具、器具及び備品	40,988	繰延税金負債	315,906
土地	63,720	長期未払金	46,625
リース資産	28,981	**負債合計**	**3,331,541**
無形固定資産	**92,392**	**純資産の部**	
ソフトウェア	74,115	**株主資本**	**4,883,932**
リース資産	17,261	**資本金**	**1,048,500**
電話加入権	1,014	**資本剰余金**	**897,272**
投資その他の資産	**2,132,022**	資本準備金	897,272
投資有価証券	1,789,974	**利益剰余金**	**3,101,880**
関係会社株式	223,908	利益準備金	192,500
長期前払費用	6,558	その他利益剰余金	2,909,380
役員に対する保険積立金	14,153	別途積立金	500,000
その他の資産	97,426	繰越利益剰余金	2,409,380
		自己株式	**△163,720**
		評価・換算差額等	**972,210**
		その他有価証券評価差額金	972,210
		純資産合計	**5,856,143**
資産合計	**9,187,684**	**負債及び純資産合計**	**9,187,684**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**7,504,812**
売上原価		**5,843,234**
売上総利益		**1,661,578**
販売費及び一般管理費		**1,045,629**
営業利益		**615,948**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	26,997	
雑収入	8,501	35,499
営業外費用		
支払利息	10,369	
為替差損	3,156	
雑損失	1	13,527
経常利益		**637,920**
特別利益		
廃棄物処理費用引当金戻入益	2,330	
固定資産売却益	199	2,529
特別損失		
固定資産除却損	3,607	3,607
税引前当期純利益		**636,842**
法人税、住民税及び事業税		198,767
法人税等調整額		△5,663
当期純利益		**443,738**

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

残高及び変動事由	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	**1,048,500**	**897,272**	**897,272**
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	**―**	**―**	**―**
当期末残高	**1,048,500**	**897,272**	**897,272**

（単位：千円）

残高及び変動事由	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	**192,500**	**500,000**	**2,046,309**	**2,738,809**	**△122,099**	**4,562,483**
当期変動額						
剰余金の配当			△80,668	△80,668		△80,668
当期純利益			443,738	443,738		443,738
自己株式の取得					△41,620	△41,620
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	**―**	**―**	**363,070**	**363,070**	**△41,620**	**321,449**
当期末残高	**192,500**	**500,000**	**2,409,380**	**3,101,880**	**△163,720**	**4,883,932**

(単位：千円)

残高及び変動事由	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	**623,178**	**623,178**	**5,185,661**
当期変動額			
剰余金の配当			△80,668
当期純利益			443,738
自己株式の取得			△41,620
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	349,032	349,032	349,032
当期変動額合計	**349,032**	**349,032**	**670,482**
当期末残高	**972,210**	**972,210**	**5,856,143**

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・評価基準：原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・評価方法：商品及び製品、仕掛品は個別法に、原材料及び貯蔵品は総平均法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間（3年以内）に基づく定額法、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、電気機器製造販売事業において、鉄道関連事業、自動車関連事業、船舶等関連事業に関連する製品の製造販売を行っており、鉄道事業者、鉄道車両メーカー、高速道路会社各社、国土交通省、防衛省等を主な顧客としております。

これらの顧客に対して、主に完成した製品を納入することを履行義務と識別しており、原則として顧客が製品を検収した時点において、支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。また、取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度　繰延税金資産85,041千円

(計算書類上は繰延税金負債と相殺され繰延税金負債315,906千円を計上)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建　物	488,900千円
土　地	1,989千円
合　計	490,889千円

担保に係る債務の金額

短期借入金	1,100,000千円
長期借入金 （1年以内返済予定の長期借入金を含む）	320,048千円
合　計	1,420,048千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　2,544,923千円

3. 保証債務

子会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

Morio USA Corporation	111,916千円

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	795千円
関係会社に対する短期金銭債務	188千円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	18,532千円
営業取引（支出分）	420千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	80,529	21,071	—	101,600

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加　　21,000株

単元未満株式の買取による増加　　71株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
賞与引当金	63,040千円
長期未払金	14,696千円
投資有価証券	31,871千円
未払事業税	13,697千円
棚卸資産評価損	4,429千円
関係会社株式	66,777千円
その他	6,667千円
繰延税金資産小計	201,180千円
評価性引当額	△116,139千円
繰延税金資産合計	85,041千円
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	△400,947千円
繰延税金負債の純額	△315,906千円

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Morio USA Corporation	米国ネブラスカ州	4,000千ドル	電気機器製造販売	所有直接100.00%	債務保証役員の派遣	債務保証(注)	111	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）銀行借入111百万円（70万ドル）につき、債務保証を行ったものであります。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　4,425円07銭
2. １株当たり当期純利益　333円26銭

１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益（千円）	443,738
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
期中平均株式数（千株）	1,331

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年５月14日

森　尾　電　機　株　式　会　社
　　取　締　役　会　　御中

東陽監査法人
東京事務所
指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　　猿　渡　裕　子
指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　　平　　井　　肇

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、森尾電機株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお、一部監査等にWeb会議システムを活用するなどにより、当初の監査計画を実行しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1） 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2） 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3） 連結計算書類の監査結果
会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月15日

森尾電機株式会社　監査役会
常勤監査役　小　山　博　史　㊞
社外監査役　堀　　勝　彦　㊞
社外監査役　子　安　　陽　㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	菊地裕之 （1964年10月25日生）	1987年４月　当社入社 2007年10月　当社資材本部資材部長 2012年４月　当社東部営業部長 2013年４月　当社理事東部営業部長 2014年４月　当社理事人事総務部長 2014年６月　当社取締役人事総務部長 2014年10月　当社取締役人事総務部長 兼資材部門統括 2017年６月　当社常務取締役人事総務部長 兼資材部門統括 2018年６月　当社代表取締役社長（現任）	10,100株
2	北澤公夫 （1953年８月20日生）	1977年４月　当社入社 1999年５月　当社鉄道事業部技術部長 2001年５月　当社技術本部鉄道技術部長 2007年６月　当社技術本部長 2008年６月　当社執行役員技術本部長 2010年６月　当社取締役技術・品質部門統括 兼営業支援 2014年４月　当社取締役竜ヶ崎工場長 2014年６月　当社常務取締役竜ヶ崎工場長 2016年２月　当社常務取締役竜ヶ崎工場長 兼技術部長 2018年１月　当社常務取締役竜ヶ崎工場長 2020年２月　当社常務取締役竜ヶ崎工場長 兼技術部長 2021年10月　当社常務取締役竜ヶ崎工場工場長 （現任）	12,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	大橋（おおはし） 貢（みつぐ） (1963年5月31日生)	1986年 4 月 当社入社 2007年 10月 当社営業本部営業第一部長 2012年 4 月 当社資材部長 2013年 4 月 当社理事資材部長 2014年 4 月 当社理事東部営業部長 2014年 6 月 当社取締役営業部門統括 兼東部営業部長 2017年 4 月 当社取締役営業部門統括 兼東部営業部長 兼海外支援室長 2017年 6 月 当社取締役営業部門統括 兼東部営業部長 2018年 6 月 当社常務取締役営業部門統括 兼東部営業部長 2019年 7 月 当社常務取締役営業部門統括 兼資材部長 2020年 4 月 当社常務取締役資材部部長 2023年 4 月 当社常務取締役営業兼資材担当（現任）	8,700株
4	平野（ひらの） 了士（りょうし） (1954年8月25日生)	1977年 4 月 川崎重工業株式会社入社 1994年 7 月 KawasakiHeavyIndustries（U.K.）Ltd.出向 2000年 7 月 川崎重工業株式会社車両事業本部車両事業部営業総括部交通システム営業部長 2001年 4 月 同社車両カンパニー営業本部海外営業部長 2003年 11月 同社車両カンパニー営業本部副本部長兼海外営業部長 2005年 4 月 同社車両カンパニー営業本部長 2014年 7 月 川重車両テクノ株式会社代表取締役社長 2017年 4 月 当社非常勤顧問 2017年 6 月 当社取締役海外支援室室長（現任）	5,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	清水 毅（しみず たけし） （1966年２月７日生）	1988年４月　株式会社東京都民銀行（現 株式会社きらぼし銀行）入行 2009年４月　同行梶ヶ谷支店長 2012年７月　同行立川支店長 2015年１月　同行本店営業部営業一部長 2015年７月　同行参与本店営業部営業一部長 2018年５月　きらぼし銀行本店営業部営業一部長 2018年６月　同行営業統括部兼コンサルティング事業部部付部長 2019年７月　同行人事部部付部長 2019年10月　同行人事部上席調査役 2021年４月　当社人事総務部担当部長 2021年７月　当社人事総務部部長 2022年６月　当社取締役経営管理・内部統制監査担当 2022年11月　当社取締役経営管理部部長兼内部統制監査担当 2025年６月　当社取締役経営管理部部長兼内部統制監査担当、IR担当（現任）	2,500株
6	鎌田 伸一郎（かまだ しんいちろう） （1953年４月19日生）	1977年４月　日本国有鉄道入社 1987年４月　東日本旅客鉄道株式会社入社 2003年６月　同社営業部担当部長 2004年６月　同社事業創造本部部長 2006年６月　同社理事高崎支社長 2009年６月　同社常務取締役事業創造本部副本部長 2011年５月　セントラル警備保障株式会社取締役 2011年６月　同社取締役専務執行役員経営計画担当兼新事業担当 2012年５月　同社代表取締役執行役員社長 2013年３月　同社代表取締役執行役員社長事業戦略推進本部長 2018年５月　同社取締役会長 2019年６月　当社取締役（現任） 2023年５月　セントラル警備保障株式会社相談役 2024年５月　同社顧問 2025年５月　同社顧問退任	－株

（注）１．鎌田伸一郎氏は社外取締役候補者であります。
２．取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．鎌田伸一郎氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定であります。

4．社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

（1）社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割について

鎌田伸一郎氏は、鉄道輸送業界及び企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有しており、内部統制やコンプライアンスに関して的確なご助言をいただくことにより、当社の経営体制が強化できるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。引き続き、当社社外取締役として十分な役割を果たしていただけるものと期待しております。

（2）社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

鎌田伸一郎氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって７年であります。

（3）社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者鎌田伸一郎氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

② 上記の限定責任が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がない時に限るものとする。

ご参考　取締役候補者のスキルマトリックス

取締役	独立性 (社外のみ)	企業 経営	マーケティング 営業	生産 品質 安全環境	技術 研究	海外 事業	財務 ファイナンス	労務 人材 開発	法務 リスクマネジメント	SDGｓ ESG
1 菊地　裕之	―	●	●			●	●	●	●	●
2 北澤　公夫	―			●	●	●			●	
3 大橋　　貢	―		●	●		●			●	
4 平野　了士	―		●	●	●	●				
5 清水　　毅	―					●	●	●		●
6 鎌田伸一郎	●	●							●	

※本記載内容は各対象者に特に期待するスキル及び専門性であり、各対象者の有する全てのスキル・専門的知見を表すものではありません。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役堀勝彦氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、淺川雅夫氏は堀勝彦氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略　歴、　地　位　及　び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株　式　の　数
淺（あさ）川（かわ）　雅（まさ）夫（お） (1964年10月30日生)	1987年４月　日本飛行機株式会社入社 1992年４月　株式会社浅山商会（現 株式会社アサヤマ）入社 1994年10月　同社総務部長 1996年５月　同社取締役総務部長 1998年４月　同社取締役営業総括部副総括部長 1998年６月　同社常務取締役 2000年４月　同社常務取締役営業総括部長 2001年６月　同社取締役副社長 2004年６月　同社代表取締役社長（現任）	－株

（注）１．淺川雅夫氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．淺川雅夫氏は、社外監査役候補者であり、選任された場合は東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

３．社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

（１）社外監査役候補者とした理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由

淺川雅夫氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただきたく、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

また、当社の主力営業部門であります鉄道車両業界に関する国内外の精通した知識と企業活動に関する豊富な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

（２）社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外監査役候補者淺川雅夫氏は、選任された場合、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

② 上記の限定責任が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

会場　東京都葛飾区立石六丁目33番１号
　　かつしかシンフォニーヒルズ
　　別館５階会議室「レインボー」
　　電話番号（03）5670－2222
交通　京成線（都営地下鉄浅草線直通）
　　「青砥駅」下車徒歩約５分

